

令和6年4月1日版

山梨市障害福祉のしおり



誇れる日本を、ここ山梨市から

ご利用にあたって

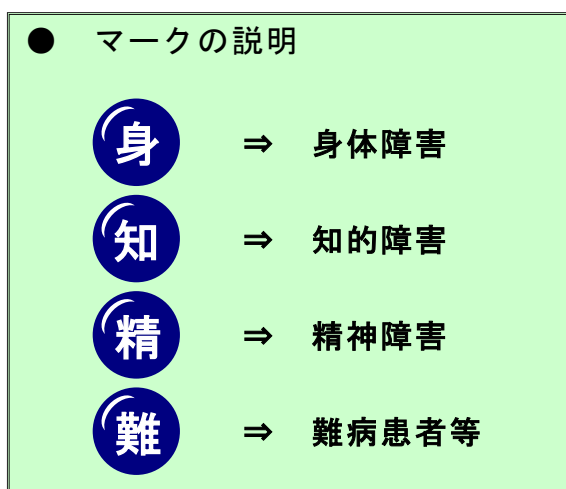
現在、障害のある方々に対する施策は行政の各分野にわたって行われており、またサービスの窓口もそれぞれ分かれております。

この「しおり」は多岐多様な障害福祉の制度、窓口などについて分かりやすくご案内できるように作成したものです。そのため、山梨市で実施している事業のみならず、国・県などの関連事業も含めました。

多くの方々に、お手元においていただき有効にご利用いただきたいと存じます。

なお、ご利用にあたりましては次の点にご留意ください。

- 本書は令和6年4月現在を基準に作成したものです。
- 金額・対象者・資格要件などについて改正があるときは、広報等でお知らせします。
- ここにご紹介する制度の詳しいことは、関係窓口へお問い合わせください。



※このしおりは山梨市のホームページからもダウンロードすることができます。
ご利用していただけたら幸いです。

掲載ホームページへの行き方
山梨市のホームページ→「健康」→「福祉(障がい者)」→「山梨市障害福祉のしおり」

編集・発行 山梨市役所 福祉課 障害福祉担当

〒405-8501 山梨県山梨市小原西 843
電話 0553-22-1111 (内線 1137,1138,1139)
FAX 0553-23-2800

目 次

1 障害程度別該当制度一覧表	3
2 障害者手帳	5
身体障害者手帳	5
療育手帳	6
精神障害者保健福祉手帳	7
3 手当	8
特別児童扶養手当	8
山梨市身体障害児・知的障害児童年金	8
特別障害者手当	9
障害児福祉手当	9
山梨市心身障害児福祉手当	10
心身障害者扶養共済制度	10
4 医療	11
重度障害者医療費助成	11
自立支援医療(更生医療)	11
自立支援医療(育成医療)	11
特定疾患(難病)医療	12
小児慢性特定疾患(難病)医療	15
自立支援医療(精神通院医療)	15
5 補装具及び日常生活用具	16
補装具費の支給	16
難聴児補聴器購入費の助成	16
日常生活用具の給付	17
6 介護給付及び訓練等給付	22
サービスの種類・内容	22
利用の手続き	23
7 その他の地域生活支援	24
訪問入浴サービス	24
日中一時支援	24
移動支援	24
コミュニケーション支援	25
生活福祉資金の貸付	25
住宅改修費の給付	25
重度心身障害者居室整備費補助金	26
介助用自動車購入の助成	27
自動車改造費の助成	27
自動車運転免許取得の助成	27
自動車燃料費の助成	28

8	さまざまな交通機関の割引制度	29
	JR旅客運賃の割引	29
	国内航空運賃の割引	29
	県内乗合バス運賃の割引	30
	市営バス運賃の割引	30
	有料道路通行料金の割引	31
	タクシー料金の割引	32
	タクシー料金の助成(福祉タクシー券)	32
9	税の減免等	33
	所得税・市県民税の所得控除	33
	市県民税の非課税	33
	預貯金等の利子の非課税(マル優)	33
	自動車税・自動車取得税の減免	34
10	その他の福祉	35
	NTT番号案内の無料化	35
	NHK受信料の減免	35
	郵便料金の免除	35
	山梨市要援護者支援台帳への登録	36
	利用料が減額又は免除される市内施設	36
	駐車禁止の除外	38
	やまなし思いやりパーキング制度	38
11	相談の窓口	39

1. 障害程度別該当制度一覧表

詳しくは掲載ページをご覧ください。

			障害基礎年金	特別児童扶養手当	特別障害者手当	障害児福祉手当	扶養共済	重度医療	更生・育成医療	精神通院医療	補装具	日常生活用具	住宅改修費の給付	
掲載ページ		—	8	9	9	10	11	11	15	16	17	25		
身体障害者手帳	肢体不自由	1		○	△	○	○	○	○		△	△	△	
		2		○		△	○	○	○		△	△	△	
		3	国民年金法施行令の障害等級表による	○				○	○	○		△	△	△
		4		△					○		△	△		
		5							○		△	△		
		6							○		△	△		
	1	○		△	○	○	○	○		△	△			
	2	○			△	○	○	○		△	△			
	視覚障害	3	○				○	○	○		△	△		
		4	△						○		△	△		
		5							○		△	△		
		6							○		△	△		
		聴覚又は平衡機能障害	2	○		△	○	○	○	○		△	△	
			3	○				○	○	○		△	△	
	4		△						○		△	△		
	5								○		△	△		
	6								○		△	△		
	3		○				○	○	○		△	△		
	音声言語 そしゃく	4	△						○		△	△		
		5							○			△		
		1	○	△	○	○	○	○	○			△		
	内部障害	2	○		△	○	○	○	○			△		
		3	○				○	○	○			△		
		4	△						○			△		
A		○	△	△	○	○					△			
療育手帳	B	△				○					△			
	1	△	△	△	△	△	○		○		△			
精神障害者 保健福祉手帳	2	△				△	○		○		△			
	3					△			○		△			
										△	△			
難病患者等										△	△			

		居室整備費補助金	JR運賃の割引	航空運賃の割引	バスの割引	有料道路の割引	タクシー料金の割引	タクシー料金の助成	税金の控除・減免	NHK受信料減免	思いやりパーキング	
掲載ページ		26	29	29	30	31	32	32	33	35	38	
身体障害者手帳	肢体不自由	1	△	○	○	○	△	○	△	○	△	○
		2	△	○	○	○	△	○	△	○	△	○
		3		○	○	○	△	○		○	△	△
		4		○	○	○	△	○		○	△	△
		5		○	○	○	△	○		○	△	△
		6		○	○	○	△	○		○	△	△
	視覚障害	1		○	○	○	△	○	△	○	△	○
		2		○	○	○	△	○	△	○	△	○
		3		○	○	○	△	○		○	△	○
		4		○	○	○	△	○		○	△	○
		5		○	○	○	△	○		○	△	
		6		○	○	○	△	○		○	△	
	聴覚又は平衡機能障害	2		○	○	○	△	○	△	○	△	○
		3		○	○	○	△	○		○	△	○
		4		○	○	○	△	○		○	△	△
		5		○	○	○	△	○		○	△	△
		6		○	○	○	△	○		○	△	
		音声言語 そしゃく	3		○	○	○	△	○		○	△
	4			○	○	○	△	○		○	△	
	5			○	○	○	△	○		○	△	
	内部障害	1		○	○	○	△	○	△	○	△	○
		2		○	○	○	△	○	△	○	△	○
		3		○	○	○	△	○		○	△	○
		4		○	○	○	△	○		○	△	○
療育手帳	A	△	○	○	○	△	○	△	○	△	○	
	B			○	○		○		○	△		
精神障害者 保健福祉手帳	1				○				○	△	○	
	2				○				○	△		
	3				○				○	△		
難病患者等											○	

○印はおおむね該当 △印は一部該当
○印でも年齢や所得などで制限がある場合があります。

2. 障害者手帳

身体障害者手帳

身

山梨県知事が発行し、身体に障害のある方が、様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障害の程度により1級から6級まであります。

対象者	視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障害がある方
窓口	市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1139
手続	下記を参照してください

<必要なもの>

手続の種類		写真	診断書	手帳	マイナンバーカード
初めて交付申請するとき		2枚	○		○
再交付申請	障害の程度が変わったとき	2枚	○	○	○
	障害が追加になったとき	2枚	○	○	○
	手帳を紛失したとき	2枚			○
	手帳を破損したとき	2枚		○	○
変更届	住所が変わったとき			○	○
	氏名が変わったとき			○	○
死亡、障害に該当しなくなったとき				○	○ (死亡の場合不要)
保護者名が変わったとき (手帳所持者が15歳未満)				○	○

※写真について:タテ4cm×ヨコ3cmで、脱帽、上半身、1年以内に撮影したもの
(インスタント写真は受け付けられません)

※診断書について:所定の身体障害者診断書・意見書(窓口にあります)で、県が指定する医師が作成したもの。ただし、診断書は作成されて3か月以内のものに限ります

※市外へ転出したときは、転出先の市町村障害福祉窓口到手帳を持参して、居住地変更の届をしてください。

山梨県知事が発行し、知的障害のある方が、様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障害の程度によりA、Bがあります。

対象者	児童相談所または障害者相談所で知的障害と判定された方
窓口	市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1139
手続	下記を参照してください

<必要なもの>

手続の種類		印かん	写真	手帳	マイナンバーカード
初めて交付申請するとき			1枚		○
再判定申請するとき			1枚	○	
他都道府県から転入したとき(交付申請)		○	1枚	○	○
再交付申請	手帳を紛失したとき		1枚		○
	手帳を破損したとき		1枚	○	○
	記載欄余白がなくなったとき		1枚	○	○
変更届	住所が変わったとき			○	
	氏名が変わったとき			○	
死亡したとき				○	

※写真について:タテ4cm×ヨコ3cmで、無帽、上半身、1年以内に撮影したもの
(インスタント写真は受けられません)

※市外へ転出したときは、転出先の市町村障害福祉窓口到手帳を持参して、居住地変更の届をしてください。

※市外へ転出したときは、有料道路割引も転出先の市町村障害福祉窓口で再手続が必要です。

精神障害者保健福祉手帳

精

山梨県知事が発行し、精神の疾患により日常生活や社会生活に制約のある方が、医療や福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。障害の程度により1級から3級まであります。

対象者	精神の疾患により日常生活または社会生活に制約のある方
窓口	市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1139
手続	下記を参照してください

<必要なもの>

手続の種類		印かん	写真	診断書	障害年金 証書等	手帳	マイナンバー カード
初めて交付申請するとき			1枚	(○) または	(○)		○
更新するとき			1枚	(○)	(○)	○	○
障害の程度が変わったとき				または			
再 交 付 申 請	手帳を紛失したとき		1枚				○
	手帳を破損したとき		1枚			○	○
	手帳を汚損したとき		1枚			○	○
変 更 届	住所が変わったとき	○ (県外からの 転入時のみ)				○	○
	氏名が変わったとき					○	○
死亡、障害に該当しなくなったとき						○	

※ 写 真 について：タテ4cm×ヨコ3cmで、無帽、上半身、1年以内に撮影したもの
(インスタント写真は受け付けられません)

※ 診 断 書 について：所定の診断書で、初診日から6か月を経過した日以後のもの(用紙は
窓口にあります)

※年金証書等について：精神の障害を理由に年金が支給されている場合、年金証書で手続き
できます

※市外へ転出したときは、転出先の市町村障害福祉窓口到手帳を
持参して、居住地変更の届をしてください。

3. 手当

特別児童扶養手当



心身又は精神に障害のある 20 歳未満の児童を家庭で養育している保護者の方に支給されます。

	対象の障害	支給月額	支給方法
1級	身体障害者手帳1級・2級及び3級の一部療育手帳A 同程度の障害のある児童(診断書が必要)	55,350 円 (令和6年度)	年3回 4・8・11 月に受給者の銀行口座に振り込まれます
2級	身体障害者手帳3級及び4級の一部療育手帳B(診断書が必要) 同程度の障害のある児童(診断書が必要)	36,860 円 (令和6年度)	
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の前年の所得が一定額以上の場合 ・児童が児童福祉施設等に入所している場合 ・児童が障害による公的年金を受給できる場合 		
窓口	市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1139		
手続	障害者手帳、印かん、世帯全員の住民票、戸籍謄本、診断書、請求者本人名義の預金通帳、世帯全員の所得課税証明書(転入者の場合)		

山梨市身体障害児・知的障害児童年金



心身及び知的に障害のある 20 歳未満の児童を家庭で養育している保護者の方に支給されます。

	対象者	支給年額	支給方法
	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳を所持し、その等級が 1 級又は 2 級に該当する児童 ・特別児童扶養手当の受給資格となる知的障害児 	10,000 円	年 1 回 5 月に受給者の銀行口座に振り込まれます
支給制限	保護者又は児童が他の市町村に居住した場合		
窓口	市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1139		
手続	身体障害者手帳(等級が 1・2 級の方)か特別児童扶養手当証書、請求者本人名義の預金通帳、印かん、山梨市身体障害児・知的障害児童年金証書(新規の場合不要)		

特別障害者手当



心身又は精神の障害が、重複又は著しく重度の状態にあるため日常生活において常に特別の介護を必要とする 20 歳以上の方に支給されます。

対象者	支給月額	支給方法
在宅で重度の障害が重複している等により特別の介護を必要とする方	28,840 円 (令和6年度)	年4回 2・5・8・11 月に受給者の銀行口座に振り込まれます
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を支給事由とする手当を受給した場合 ・福祉施設等に入所している場合 ・病院等に3か月を越えて入院している場合 ・世帯の前年の所得が一定額以上の場合 	
窓口	市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1139	
手続	障害者手帳、印かん、世帯全員の住民票、戸籍抄本、診断書、本人名義の預金通帳、世帯全員の所得課税証明書(転入者の場合)、年金証書等(年金等を受給している場合)	

障害児福祉手当



心身又は精神に重い障害があるため、日常生活において常に介護を必要とする 20 歳未満の方に支給されます。

対象者	支給月額	支給方法
身体障害者手帳1級程度の方 療育手帳A-2a程度の方 又は同程度の精神障害の方	15,690 円 (令和6年度)	年4回 2・5・8・11 月に受給者の銀行口座に振り込まれます
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を支給事由とする年金等を受給した場合 ・福祉施設等に入所している場合 ・世帯の前年の所得が一定額以上の場合 	
窓口	市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1139	
手続	手帳、印かん、世帯全員の住民票、戸籍抄本、診断書、本人名義の預金通帳、世帯全員の所得課税証明書(転入者の場合)	

諸手当は、申請し、認定されなければ支給されませんので、ご注意ください。
また、障害の種類や程度によって提出する書類が異なりますので、申請の前にご相談ください。



山梨市心身障害児福祉手当



心身又は精神に障害のある18歳未満の児童に支給されます。

対 象 者	支給月額	支給方法
身体障害者手帳1級・2級及び3級の一部 療育手帳A及びB-1 同程度の障害のある児童	5,000 円	年3回 3・7・11 月に受給者の銀行口座に振り込まれます
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が児童福祉施設等に入所している場合 ・特別児童扶養手当を受給できる場合 	
窓 口	市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1139	
手 続	手帳、印かん、本人名義の預金通帳	

心身障害者扶養共済制度



心身障害児(者)の将来に対し、保護者のいづく不安の軽減を図ることを目的とし、保護者が毎月掛金を納入して、保護者に万一のことがあった場合に残された障害児(者)に終身年金を支給する制度です。

保護者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・加入年の4月1日現在、年齢が65歳未満であること ・特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること ・障害のある方に対して、加入できる保護者は1人であること
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳を所持する方 ・身体障害者手帳を所持し、その等級が1～3級までに該当する方 ・精神又は身体に永続的な障害のある方で、上記の障害と同程度の障害と認められる方
掛 金	1口 9,300 円～23,300 円(月額、加入者の年齢に応じて金額が異なります) ※2口加入の場合は倍額
給 付 金	加入者が死亡又は重度障害となったときは、1口につき、月 20,000 円の年金が支給されます。また子が死亡した場合は、加入期間に応じ弔慰金が支給されます。(加入1年未満支給なし)
手 続	住民票(保護者、障害児(者)、年金管理者)、手帳等障害証明書、印かん、加入等申込書、申込者告知書、年金管理者指定届書
窓 口	市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1139

4. 医療

重度心身障害者医療費助成

身 知 精

病院などで診療を受けた場合に支払う医療費の自己負担分を助成する制度です。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級・2級・3級の方 ・療育手帳Aの方 ・精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方 ・特別児童扶養手当対象児 ・障害年金1級・2級又は障害福祉年金(身体障害、知的障害又は精神障害による)を受給している方
所得制限	世帯の前年の所得が一定額以上の場合
手続	健康保険証、印かん、マイナンバーカード、各種障害者手帳、特別児童扶養手当証書、障害福祉年金または障害年金の証書、本人名義の預金通帳、世帯全員の所得課税証明書(転入者の場合)
窓口	市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1139
備考	※県外の病院受診等の場合は、領収書を添付の上、申請してください

自立支援医療（更生医療）

身

障害程度を軽くしたり、残された機能を回復したりすることを目的とした手術等を受ける場合、必要な医療費を公費で負担します。

対象者	身体障害者手帳を交付された 18 歳以上の方で角膜移植術、関節形成術、心臓手術、人工透析療法、外耳形成術などを受ける方
費用	医療費の1割が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じて上限が決められていて負担が重くなりすぎないようにしています。
手続	身体障害者手帳、印かん、健康保険証、指定医療機関の意見書、年金・手当等の受給金額がわかる通帳等、世帯全員の所得課税証明書(転入者の場合)
窓口	市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1139

自立支援医療（育成医療）

身

身体に障害のある児童に対し、早い時期に治療を受けて、将来生活していくために必要な能力と機能を持たせるため、その医療費を公費で給付します。

対象者	18 歳未満で下記の疾病に該当する児童 ※肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能障害、音声言語機能障害、じん臓、心臓、その他内臓疾患
費用	医療費の1割が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じて上限が決められていて負担が重くなりすぎないようにしています。
手続	健康保険証、印かん、指定医療機関意見書、世帯全員の所得課税証明書(転入者の場合)
窓口	市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1139

長期慢性であり多大の経済的負担を強いられる難病患者の方に、医療費の自己負担分を公費負担として給付するもので、次の疾患が該当になります。

◎ 窓口： 峡東保健福祉事務所 電話 20-2750(代) FAX 20-2754

<対象疾患>

1. 球脊髄性筋萎縮症	43. 顕微鏡的多発血管炎	86. 肺動脈性肺高血圧症
2. 筋萎縮性側索硬化症	44. 多発血管炎性肉芽腫症	87. 肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
3. 脊髄性筋萎縮症	45. 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	88. 慢性血栓性肺高血圧症
4. 原発性側索硬化症	46. 悪性関節リウマチ	89. リンパ管筋腫症
5. 進行性核上性麻痺	47. バージャー病	90. 網膜色素変性症
6. パーキンソン病	48. 原発性抗リン脂質抗体症候群	91. バッド・キアリ症候群
7. 大脳皮質基底核変性症	49. 全身性エリテマトーデス	92. 特発性門脈圧亢進症
8. ハンチントン病	50. 皮膚筋炎/多発性筋炎	93. 原発性胆汁性胆管炎
9. 神経有棘赤血球症	51. 全身性強皮症	94. 原発性硬化性胆管炎
10. シャルコー・マリー・トゥース病	52. 混合性結合組織病	95. 自己免疫性肝炎
11. 重症筋無力症	53. シェーグレン症候群	96. クローン病
12. 先天性筋無力症候群	54. 成人発症スチル病	97. 潰瘍性大腸炎
13. 多発性硬化症/視神経脊髄炎	55. 再発性多発軟骨炎	98. 好酸球性消化管疾患
14. 慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	56. ベーチェット病	99. 慢性特発性偽性腸閉塞症
15. 封入体筋炎	57. 特発性拡張型心筋症	100. 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
16. クロウ・深瀬症候群	58. 肥大型心筋症	101. 腸管神経節細胞僅少症
17. 多系統萎縮症	59. 拘束型心筋症	102. ルビンシュタイン・テイビ症候群
18. 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	60. 再生不良性貧血	103. CFC 症候群
19. ライソゾーム病	61. 自己免疫性溶血性貧血	104. コステロ症候群
20. 副腎白質ジストロフィー	62. 発作性夜間ヘモグロビン尿症	105. チャージ症候群
21. ミトコンドリア病	63. 特発性血小板減少性紫斑病	106. クリオピリン関連周期熱症候群
22. もやもや病	64. 血栓性血小板減少性紫斑病	107. 若年性特発性関節炎
23. プリオン病	65. 原発性免疫不全症候群	108. TNF 受容体関連周期性症候群
24. 亜急性硬化性全脳炎	66. IgA 腎症	109. 非典型溶血性尿毒症症候群
25. 進行性多巣性白質脳症	67. 多発性嚢胞腎	110. ブラウ症候群
26. HTLV-1 関連脊髄症	68. 黄色靭帯骨化症	111. 先天性ミオパチー
27. 特発性基底核石灰化症	69. 後縦靭帯骨化症	112. マリネスコ・シェーグレン症候群
28. 全身性アミロイドーシス	70. 広範脊柱管狭窄症	113. 筋ジストロフィー
29. ウルリッヒ病	71. 特発性大腿骨頭壊死症	114. 非ジストロフィー性ミオトニー症候群
30. 遠位型ミオパチー	72. 下垂体性 ADH 分泌異常症	115. 遺伝性周期性四肢麻痺
31. ベスレムミオパチー	73. 下垂体性 TSH 分泌亢進症	116. アトピー性脊髄炎
32. 自己貪食空胞性ミオパチー	74. 下垂体性 PRL 分泌亢進症	117. 脊髄空洞症
33. シュワルツ・ヤンペル症候群	75. クッシング病	118. 脊髄髄膜瘤
34. 神経線維腫症	76. 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	119. アイザックス症候群
35. 天疱瘡	77. 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	120. 遺伝性ジストニア
36. 表皮水疱症	78. 下垂体前葉機能低下症	121. 脳内鉄沈着神経変性症
37. 膿疱性乾癬(汎発型)	79. 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	122. 脳表ヘモジデリン沈着症
38. スティーヴンス・ジョンソン症候群	80. 甲状腺ホルモン不応症	123. HTRA1 関連脳小血管症
39. 中毒性表皮壊死症	81. 先天性副腎皮質酵素欠損症	124. 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
40. 高安動脈炎	82. 先天性副腎低形成症	
41. 巨細胞性動脈炎	83. アジソン病	
42. 結節性多発動脈炎	84. サルコイドーシス	
	85. 特発性間質性肺炎	

125. 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	167. マルフアン症候群/ロイス・ディーツ症候群	214. 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
126. ペリー病	168. エーラス・ダンロス症候群	215. ファロー四徴症
127. 前頭側頭葉変性症	169. メンケス病	216. 両大血管右室起始症
128. ビッカースタッフ脳幹脳炎	170. オクシピタル・ホーン症候群	217. エプスタイン病
129. 痙攣重積型(二相性)急性脳症	171. ウィルソン病	218. アルポート症候群
130. 先天性無痛無汗症	172. 低ホスファターゼ症	219. ギャロウェイ・モワト症候群
131. アレキサンダー病	173. VATER 症候群	220. 急速進行性糸球体腎炎
132. 先天性核上性球麻痺	174. 那須・ハコラ病	221. 抗糸球体基底膜腎炎
133. メビウス症候群	175. ウィーバー症候群	222. 一次性ネフローゼ症候群
134. 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	176. コフィン・ローリー症候群	223. 一次性膜性増殖性糸球体腎炎
135. アイカルディ症候群	177. ジュベール症候群関連疾患	224. 紫斑病性腎炎
136. 片側巨脳症	178. モワット・ウィルソン症候群	225. 先天性腎性尿崩症
137. 限局性皮質異形症	179. ウィリアムズ症候群	226. 間質性膀胱炎(ハンナ型)
138. 神経細胞移動異常症	180. ATR-X 症候群	227. オスラー病
139. 先天性大脳白質形成不全症	181. クルーゾン症候群	228. 閉塞性細気管支炎
140. ドラベ症候群	182. アペール症候群	229. 肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
141. 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	183. ファイファー症候群	230. 肺胞低換気症候群
142. ミオクロニー欠伸てんかん	184. アントレー・ビクスラー症候群	231. α 1-アンチトリプシン欠乏症
143. ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	185. コフィン・シリス症候群	232. カーニー複合
144. レノックス・ガストー症候群	186. ロスマンド・トムソン症候群	233. ウォルフラム症候群
145. ウェスト症候群	187. 歌舞伎症候群	234. ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く)
146. 大田原症候群	188. 多脾症候群	235. 副甲状腺機能低下症
147. 早期ミオクロニー脳症	189. 無脾症候群	236. 偽性副甲状腺機能低下症
148. 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	190. 鰓耳腎症候群	237. 副腎皮質刺激ホルモン不応症
149. 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	191. ウェルナー症候群	238. ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
150. 環状20番染色体症候群	192. コケイン症候群	239. ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
151. ラスムッセン脳炎	193. プラダー・ウィリ症候群	240. フェニルケトン尿症
152. PCDH19 関連症候群	194. ソトス症候群	241. 高チロシン血症1型
153. 難治頻回部分発作重積型急性脳炎	195. スーナン症候群	242. 高チロシン血症2型
154. 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	196. ヤング・シンプソン症候群	243. 高チロシン血症3型
155. ランドウ・クレフナー症候群	197. 1p36欠失症候群	244. メープルシロップ尿症
156. レット症候群	198. 4p欠失症候群	245. プロピオン酸血症
157. スタージ・ウェーバー症候群	199. 5p欠失症候群	246. メチルマロン酸血症
158. 結節性硬化症	200. 第14番染色体父親性ダイソミー症候群	247. イソ吉草酸血症
159. 色素性乾皮症	201. アンジェルマン症候群	248. グルコーストランスporter-1欠損症
160. 先天性魚鱗癬	202. スミス・マギニス症候群	249. グルタル酸血症1型
161. 家族性良性慢性天疱瘡	203. 22q11.2欠失症候群	250. グルタル酸血症2型
162. 類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む)	204. エマヌエル症候群	251. 尿素サイクル異常症
163. 特発性後天性全身性無汗症	205. 脆弱X症候群関連疾患	252. リジン尿症蛋白不耐症
164. 眼皮膚白皮症	206. 脆弱X症候群	253. 先天性葉酸吸収不全
165. 肥厚性皮膚骨膜炎	207. 総動脈幹遺残症	254. ポルフィリン症
166. 弾性線維性仮性黄色腫	208. 修正大血管転位症	255. 複合カルボキシラーゼ欠損症
	209. 完全大血管転位症	256. 筋型糖原病
	210. 単心室症	257. 肝型糖原病
	211. 左心低形成症候群	258. ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
	212. 三尖弁閉鎖症	259. レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
	213. 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	260. シトステロール血症

261. タンジール病	288. 自己免疫性出血病 XIII	319. セピアプテリン還元酵素 (SR) 欠損症
262. 原発性高カイトミクロン血症	289. クロンカイト・カナダ症候群	320. 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症
263. 脳髄黄色腫症	290. 非特異性多発性小腸潰瘍症	321. 非ケトーシス型高グリシン血症
264. 無βリポタンパク血症	291. ヒルシュスプルング病 (全結腸型又は小腸型)	322. β-ケトチオラーゼ欠損症
265. 脂肪萎縮症	292. 総排泄腔外反症	323. 芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
266. 家族性地中海熱	293. 総排泄腔遺残	324. メチルグルタコン酸尿症
267. 高 IgD 症候群	294. 先天性横隔膜ヘルニア	325. 遺伝性自己炎症疾患
268. 中條・西村症候群	295. 乳幼児肝巨大血管腫	326. 大理石骨病
269. 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	296. 胆道閉鎖症	327. 特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
270. 慢性再発性多発性骨髄炎	297. アラジール症候群	328. 前眼部形成異常
271. 強直性脊椎炎	298. 遺伝性膝炎	329. 無虹彩症
272. 進行性骨化性線維異形成症	299. 嚢胞性線維症	330. 先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
273. 肋骨異常を伴う先天性側弯症	300. IgG4 関連疾患	331. 突発性多中心性キャッスルマン病
274. 骨形成不全症	301. 黄斑ジストロフィー	332. 膠様滴状角膜ジストロフィー
275. タナトフォリック骨異形成症	302. レーベル遺伝性視神経症	333. ハッチンソン・ギルフォード症候群
276. 軟骨無形成症	303. アッシュャー症候群	334. 脳クレアチン欠乏症候群
277. リンパ管腫症/ゴーハム病	304. 若年発症型両側性感音難聴	335. ネフロン癆
278. 巨大リンパ管奇形 (頸部顔面病変)	305. 遅発性内リンパ水腫	336. 家族性低βリポタンパク血症 1 (ホモ接合体)
279. 巨大静脈奇形 (頸部口腔咽頭びまん性病変)	306. 好酸球性副鼻腔炎	337. ホモシスチン尿症
280. 巨大動静脈奇形 (頸部顔面又は四肢病変)	307. カナバン病	338. 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
281. クリップル・トレノネー・ウェーバー症候群	308. 進行性白質脳症	339. MECP2 重複症候群
282. 先天性赤血球形成異常性貧血	309. 進行性ミオクローヌスてんかん	340. 線毛機能不全症候群 (カルタゲナー症候群を含む。)
283. 後天性赤芽球癆	310. 先天異常症候群	341. TRPV4 異常症
284. ダイヤモンド・ブラックファン貧血	311. 先天性三尖弁狭窄症	
285. ファンコニ貧血	312. 先天性僧帽弁狭窄症	
286. 遺伝性鉄芽球性貧血	313. 先天性肺静脈狭窄症	
287. エプスタイン症候群	314. 左肺動脈右肺動脈起始症	
	315. ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) / LMX1B 関連腎症	
	316. カルニチン回路異常症	
	317. 三頭酵素欠損症	
	318. シトリン欠損症	

※上記の他に障害者総合支援法で対象とする難病があります。

《 峡東保健福祉事務所の場所 》



山梨市下井尻 126-1 東山梨合同庁舎 1階

内容によって窓口が異なりますので、ご注意ください。
 難病の認定: 峡東保健福祉事務所
 日常生活用具・補装具・福祉サービス: 市役所 福祉課

小児慢性特定疾患（難病）医療

難

小児慢性疾患のうち、下記の疾患について、医療費の患者自己負担分を公費で負担します。

対象者	下記の病気にかかっている18歳未満の児童 (18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合は、20歳未満まで)
窓口	峡東保健福祉事務所 電話 20-2750(代) FAX 20-2754

<対象疾患群>

- ・悪性新生物(白血病、悪性リンパ腫 等)
- ・慢性腎疾患(ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎 等)
- ・慢性呼吸器疾患(気管支喘息、気管狭窄 等)
- ・慢性心疾患(ファロー四徴症、大動脈瘤 等)
- ・内分泌疾患(成長ホルモン分泌不全性低身長症 等)
- ・膠原病(血管炎症候群 等)
- ・糖尿病(1型糖尿病、2型糖尿病、その他の糖尿病)
- ・先天性代謝異常(アミノ酸代謝異常、結合組織異常症 等)
- ・血液疾患(先天性赤血球形成異常性貧血 等)
- ・免疫疾患(免疫調節障害、複合免疫不全症 等)
- ・神経・筋疾患(筋ジストロフィー、多発性硬化症 等)
- ・慢性消化器疾患(肝硬変症、肝血行異常症 等)
- ・染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群(ダウン症候群、色素失調症等)
- ・皮膚疾患群(表皮水疱症、色素性乾皮症等)
- ・骨系統疾患(胸郭不全症候群、骨硬化性疾患 等)
- ・脈管系疾患(脈管奇形 等)
- ・成長ホルモン治療

※疾患ごとに一定の対象基準が設けられています。

自立支援医療（精神通院医療）

精

精神障害の適正な医療の普及を図るため、精神障害者の通院医療に係る費用を公費で負担します。

対象者	精神障害により通院医療を受けている方
費用	医療費の1割が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じて上限が決められていて負担が重くなりすぎないようにになっています。
手続	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書(更新時は必要ない場合があります) ・印かん ・健康保険証 国民健康保険に加入している方は、加入している家族全員分 国民健康保険以外に加入している場合は、本人の保険証、但し、受給者が扶養者の場合は、被保険者の保険証も必要です ・世帯全員の所得課税証明書(転入者の場合) ・年金・手当等の受給金額がわかる通帳等
窓口	市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1139

5. 補装具及び日常生活用具

補装具費の支給

身

身体障害者(児)の体の不自由なところを補い、日常生活や職場での作業を容易にするために、必要な補装具の購入又は修理に係る費用の一部を公費で負担します。

※必ず購入・修理の前にご相談ください。

対象者	該当する部位の身体障害者手帳を持っている方。ただし、障害者本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の税額が46万円以上の場合は、対象となりません。
費用	費用の1割が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じて上限が決められていて負担が重くなりすぎないようにしています。
手続	身体障害者手帳、意見書、世帯全員の所得課税証明書(転入者の場合)
窓口	市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1139
備考	介護保険法の対象とならない場合に限りです。

<補装具の種類>

障害名	種類
肢体不自由	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置
視覚障害	盲人安全杖、義眼、眼鏡
聴覚・言語障害	補聴器
肢体不自由かつ言語障害	重度障害者用意思伝達装置

難聴児補聴器購入費の支給

身

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成します。

※必ず購入・修理の前にご相談ください。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 山梨県内に住所を有していること 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の難聴児 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する児童 ※ただし、障害児の世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の税額が46万円以上の場合は、対象となりません。
費用	補聴器の機種に応じて1台当たりの基準価格が決まっており、その金額の3分の2を助成します
手続	印かん、医師の意見書、見積書、世帯全員の所得課税証明書(転入者の場合)
窓口	市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1139

日常生活用具の給付



日常生活がより円滑に過ごせるよう必要に応じて、日常生活用具が給付されます。

※必ず購入の前にご相談ください。

費用	費用の1割が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じて上限が決められていて負担が重くなりすぎないようにになっています。
手続	各種障害者手帳、特定疾患医療受給者証、印かん、用具の見積書、用具のパンフレット等、状況に応じて医師の意見書が必要になる場合があります、世帯全員の所得課税証明書(転入者の場合)
窓口	市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1139
備考	介護保険法の対象とならない場合に限りです。

用具	種目 (耐用年数・基準額)	利用できる方	性能
介護・訓練支援用具	特殊寝台 (8年・154,000円)	下肢又は体幹機能障害2級以上及び寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練をできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
	特殊マット (5年・19,600円)	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)及び寝たきりの状態にある難病患者等	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
	特殊尿器 (5年・67,000円)	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)及び自力で排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。
	入浴担架 (5年・82,400円)	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。
	体位変換器 (5年・15,000円)	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)及び寝たきりの状態にある難病患者等	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
	移動用リフト (4年・159,000円)	下肢又は体幹機能障害2級以上の者及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	介護者が重度身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。(ただし天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)
	訓練いす (5年・33,100円)	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として3歳以上のもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする。
	訓練用ベット (8年・159,200円)	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの

自立生活支援用具	入浴補助用具 (8年・90,000円)	下肢又は体幹機能障害者及び難病患者等であって、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。
	便器 (8年・4,450円)	下肢又は体幹機能障害2級以上及び常時介護を要する難病患者	障害者が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
	T字状・棒状のつえ (一本杖のみ) 木材 (3年・2,200円) 金属 (3年・3,000円)	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害	主体—木材(十分な強度を有するもの) 外装—ニス塗装 主体—軽金属 外装—塗装なし
自立生活支援用具	移動・移乗用支援用具 (8年・60,000円)	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者及び下肢が不自由な難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。
	頭部保護帽 A(3年・15,200円) B(3年・36,750円)	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害、てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害児(者)・精神障害者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。 A スポンジ・革を主材料に製作 B スポンジ・革・プラスチックを主材料に製作
	特殊便器 (8年・151,200円)	上肢障害2級以上及び上肢機能に障害のある難病患者等	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
	火災警報機 (8年・15,500円)	障害等級2級以上(火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。
	自動消火器 (8年・28,700円)	障害等級2級以上及び難病患者等(火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの。
	電磁調理器 (6年・41,000円)	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	歩行時間延長信号機用小型送信機 (10年・7,000円)	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	聴覚障害者用屋内信号装置 (10年・87,400円)	聴覚障害2級(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。
	在宅療養等	透析液加温器 (5年・51,500円)	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者
	ネブライザー (5年・36,000円)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者及び難病患者等であって、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの。

支 援 用 具	電気式たん吸引器 (5年・56,400円)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の 身体障害者及び難病患者等であって、 必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの。
	酸素ボンベ運搬 車 (10年・17,000円)	医療保険における在宅酸素療法を行う 者	障害者が容易に使用し得るもの。
	盲人用体温計 (音声式) (5年・9,000円)	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及 びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	盲人用体重計 (5年・18,000円)	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及 びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	動脈血中酸素飽 和度測定器(パル スオキシメーター) (一・157,500円)	人工呼吸器の装着が必要な難病患者 等	呼吸状態を継続的にモニタリングするこ とが可能機能を有し、難病患者等が容易 に使用し得るもの。
情 報 ・ 意 思 疎 通 支 援 用 具	携帯用会話補 助装置 (5年・98,800円)	音声機能もしくは言語機能障害 者又は肢体不自由者であって、発 声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に 変換する機能を有し、障害者が容易 に使用し得るもの。
	情報・通信支援 用具(障害者向 けPC周辺機器 及びアプリケー ションソフト)	山梨市障害者情報・通信支援用 具給付事業実施要綱による。	山梨市障害者情報・通信支援用具 給付事業実施要綱による。
	点字ディスプレイ (6年・250,000円)	視覚障害及び聴覚障害の重度重 複障害者(原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級)の身体 障害者であって、必要と認められ る者又は視覚障害 2 級以上の身 体障害者であって、教育上若しく は職業上特に必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を 点字等により示すことのできるもの。
	点字器 (標準型) A(7年・10,400円) B(7年・6,600円)	視覚障害者	A 32 マス 18 行、両面書真鍮板製 B 32 マス 18 行、両面書プラスチック 製 付属品(点筆)
	点字器 (携帯型) A(5年・7,200円) B(5年・1,650円)	視覚障害者	A 32 マス 4 行、片面書アルミニュー ム製 B 32 マス 12 行、片面書プラスチック 製付属品(点筆)
	点字タイプライ ター (5年・63,100円)	視覚障害 2 級以上(本人が就労も しくは就学しているか又は就労が 見込まれる者に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るも の。
	視覚障害者用 ポータブルレコ ーダー 録音再生機 (6年・85,000円) 再生専用機 (6年・48,000円)	視覚障害 2 級以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認 識でき、かつ Daisy 方式による録音並 びに当該方式により記録された図書の 再生が可能製品であって、視覚障 害者が容易に使用し得るもの。
	視覚障害者用 活字文書読上 げ装置 (6年・99,800円)	視覚障害 2 級以上	文字情報と同一紙面上に記載され た当該文字情報を暗号化した情報 を読み取り、音声信号に変換して出 力する機能を有するもので、視覚障 害者が容易に使用し得るもの。

情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用拡大読書器 (8年・198,000円)	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。
	盲人用時計 触読 (10年・10,300円) 音声 (10年・13,300円)	視覚障害2級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	点字図書	山梨市視覚障害者点字図書給付事業実施要綱による。	山梨市視覚障害者点字図書給付事業実施要綱による。
	聴覚障害者用通信装置 (5年・71,000円)	聴覚障害者又は発声・発音に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの。
	聴覚障害者用情報受信装置 (6年・88,900円)	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。
	人工喉頭 (笛式) (4年・5,000円)	喉頭摘出者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。付属品(気管カニューレ)
	人工喉頭 (電動式) (5年・70,100円)	喉頭摘出者	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。付属品(電池 充電器)
人工喉頭(埋込型用人工鼻) (一・23,100円/月)	音声言語機能に障害を有し、常時埋込型の人工鼻を使用する者	常時埋込型の人工鼻で、音声言語機能の障害者(児)が容易に使用し得るもの。	
排泄管理支援用具	ストーマ用装具 (蓄便袋) (一・8,600円/月)	ストーマ造設者	低刺激性の粘着財を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製 付属品(皮膚保護剤、袋を身体に密着させるもの等)
	ストーマ用装具 (蓄尿袋) (一・11,300円/月)	ストーマ造設者	低刺激性の粘着財を使用した密封型又は蓄尿袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製 付属品(皮膚保護剤、袋を身体に密着させるもの等)
	洗腸用具 (6か月・12,000円)	蓄使用のストーマ造設者であって医師、更生相談所等において特に必要と認めたもの	洗腸用具は、灌注(洗腸)排便法(ストーマから微温湯を注入し大腸に刺激を加え、強制的に排便を促す方法)を行うために必要なもの。
	紙おむつ (一・12,000円/月)	(1)治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためのストーマ用装具を装着できない者	フラット型・テープ型・パンツ型・パット型等とする。

	<p>(2)先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のあるもの</p> <p>(3)先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のあるもの</p> <p>上記(1)~(3)のいずれかに該当する身体障害者(児)であって、原則として3歳以上のもの</p> <p>(4)脳性まひ等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難なもの</p> <p>(4)は以下のア~ウの条件がいずれも該当し、更生相談所等において必要と認められたものであって、原則として3歳以上の身体障害者(児)</p> <p>ア 自力でトイレに行けないこと</p> <p>イ 自力で便座(排便補助具の使用を含む)に座ることができないこと</p> <p>ウ 介助による定時排泄をすることができないこと</p>	
<p>サラシ・ガーゼ・脱脂綿等衛生用品 (一・12,000円/月)</p>	<p>上記と同じ</p>	<p>身体障害児(者)及び介助者が容易に使用し得るもの。</p>
<p>収尿器 (男子用) A 普通型 (1年・7,700円) B 簡易型 (1年・5,700円)</p>	<p>脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)により、必要と認められる男性</p>	<p>採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。 ラテックス製又はゴム製 A 普通型 B 簡易型</p>
<p>収尿器 (女子用) A 普通型 (1年・8,500円) B 簡易型 (1年・5,900円)</p>	<p>脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)により、必要と認められる女性</p>	<p>A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの。 B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋 導尿ゴム管付 ・簡易型は採尿袋 20枚を1組とする。</p>



Q. 身体障害者手帳があれば、欲しい用具の給付を受けることができますか？

A. すべての人が対象になるわけではありません。

医師の意見書や調査が必要になる場合がありますので、事前にご相談ください。(特に紙おむつは条件が限られているため、ご注意ください)

特殊寝台、入浴補助用具などについては介護保険の制度で貸与・購入が可能な物もあります(要介護認定が必要です)

6. 介護給付及び訓練等給付

サービスの種類・内容

身 知 精 難

障害者総合支援法に基づき、個別に支給決定を行います。また、介護給付と訓練等給付で利用の際の手続きの流れが異なります。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・各種障害者手帳をお持ちの方 ・自立支援医療(精神通院医療)受給者証をお持ちの方 ・精神障害に係る医師の診断書をお持ちの方 ・特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方 ・(児童の場合)特別児童扶養手当等の受給者証をお持ちの方 ・(児童の場合)医師の診断書により療育等が必要と認められる方
費用	費用の1割が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じた上限の設定などにより、負担が重くなりすぎないようにしています。
手続	適切なサービスをご案内するため、まずは電話等でお問い合わせください。
窓口	市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1137

<訪問系サービス>

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	同行援護	重度の視覚障害により、移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います
訓練等給付	就労定着支援	一般企業等へ就労している人が就労に伴って生じている生活面での課題を解決するために必要な連絡、相談を行います
	自立生活援助	施設や病院にいた人が一人暮らしをするにあたり生じる生活面での課題を解決するために必要な連絡、相談を行います

<日中活動系サービス>

介護給付	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います

<居住系サービス>

介護給付	施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います

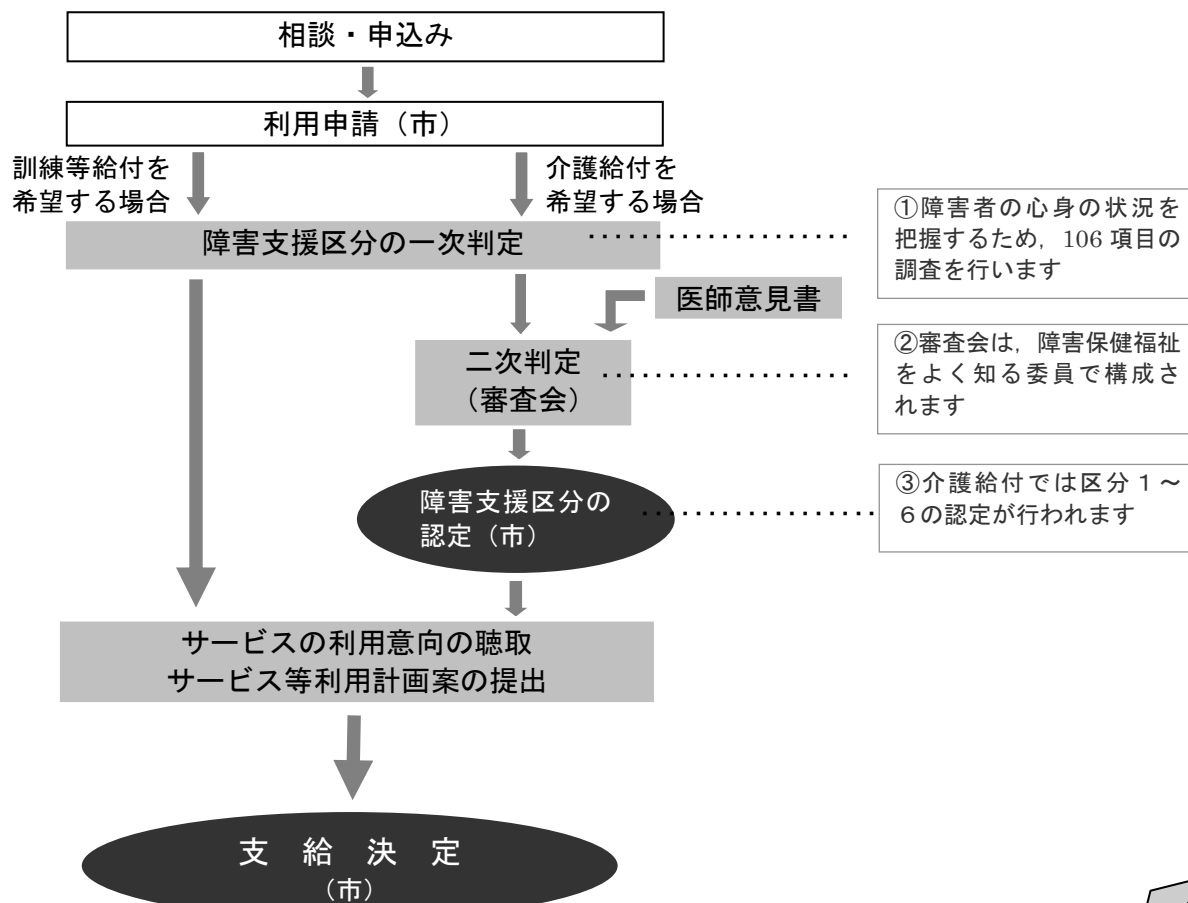
<地域相談支援>

地域移行支援	施設や病院に長期入所していた人が地域での生活に移行するために、住居の確保や新生活の準備等について支援を行います
地域定着支援	居宅で一人暮らししている人について、夜間等を含む緊急時における連絡、相談を行います
サービス等利用計画	サービスの利用者に対する支援の一環として、市に提出するサービス等利用計画等について相談支援専門員による作成・支援を行います
障害児利用計画	

<障害児通所支援>

児童発達支援	障害のある児童が、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を受けます
放課後等デイサービス	就学している障害のある児童が、授業終了後又は休業日に通い、社会との交流の促進、生活能力の向上のために必要な訓練を受けます
保育所等訪問支援	障害のある児童が通う保育所等を訪問し、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います

<利用の手続き（支給決定までの流れ）>



7. その他の地域生活支援

訪問入浴サービス

身

日常生活のほとんどに介護を要する重度の身体障害者の方で、自宅での入浴が困難と認められる方に、訪問入浴サービスを行います。(医師が入浴を可能と認めること等が必要です。) ただし、介護保険法の規定により同様のサービスを受けられる方は、対象になりません。

利用回数	週2回まで
窓口	市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1138

日中一時支援

身

知

精

難

障害者の家族の就労・社会的理由による保護者の不在・休息等のために、心身障害者(児)を日中に一時的に支援します。

対象者	次に該当する方で、かつ、調査により利用が必要と認められた方 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている身体障害児者 ・療育手帳の交付を受けている知的障害児者 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害児者 ・特定疾患医療を受けている難病患者 ・医師により発達に障害があると診断された方
費用	利用料の1割が原則として自己負担となります。食費等は実費負担となります。
窓口	市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1137
手続	各種障害者手帳、特定疾患医療受給者証、診断書(発達障害の場合)、印かん

移動支援

身

知

精

難

社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出の際に、移動支援をします。外出時に介助・誘導するガイドヘルプ、居宅と医療機関等目的地との間を送迎する移送サービスがあります。

対象者	次に該当する方で、かつ、調査により利用が必要と認められた方 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている身体障害児者 ・療育手帳の交付を受けている知的障害児者 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害児者 ・特定疾患医療を受けている難病患者 ・医師により発達に障害があると診断された方
費用	・費用の1割が原則として自己負担となります。 ・交通費等の実費も自己負担となります。
手続	各種障害者手帳、特定疾患医療受給者証、診断書(発達障害の場合)、印かん
窓口	市福祉事課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1137

コミュニケーション支援

身

意思の疎通を図ることに支障がある方の通院や会議などの際に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

対象者	市内に居住する聴覚・音声・言語機能障害のために、意思の疎通を図ることに支障がある方
手続	・福祉課窓口、又は FAX・メール等で申込みできます。 ・氏名、住所、連絡先、派遣希望日時、派遣場所、手話か要約筆記の別、用件、待合せ場所 をご連絡ください。 ・手話通訳者、要約筆記者が決まり次第ご連絡します。
派遣時間	午前9時～午後5時、土・日・祝日についても派遣します。 緊急の場合は時間外にも県立聴覚障害者情報センターで派遣します。 ※FAX は 24 時間受信しますが、返事は平日となります。
窓口	市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1139 FAX 34-8301(専用)

生活福祉資金の貸付

身

知

精

障害者世帯等に対し、その経済的自立と生活向上を図るための資金の貸付を行います。

貸付条件	・資金の貸付によって、独立自活ができること ・資金を他から受けることが困難であること ・保証能力があり、市内に居住する連帯保証人がいること
窓口	山梨市社会福祉協議会 電話 22-8755

住宅改修費の給付

身

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の障害者が、段差解消など住宅環境の改善を行うために要する費用を助成します。

対象者	下肢・体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)1～3級(個別障害等級)の方。ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障害2級以上の方。
費用	対象工事限度を20万円とし、その1割が原則として自己負担となります。ただし、所得等に応じて上限額が決められていて負担が重くなりすぎないようになっています。(ただし、①介護保険制度の「住宅改修」給付対象となる場合は対象外となります。②所得制限があります。)
手続	身体障害者手帳、工事見積書、工事図面・写真など工事箇所がわかるもの、印かん、年金・手当等の受給金額がわかる通帳等、世帯全員の所得課税証明書(転入者の場合)
窓口	市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1138
備考	改造工事前に必ず相談をしてください。

重度心身障害者居室整備費補助金



在宅の重度心身障害者の日常生活環境を改善するために、障害者の専用居室等を整備(増築又は改築)する場合に経費の一部を補助します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 山梨県内に住所を有する方 肢体不自由による身体障害者手帳 1・2 級又は療育手帳 A の所持者で日常生活において常時介護を要する 18 才以上の方。(ただし、15 才以上 18 才未満の方であっても介護の実情から特に必要性の高い方は協議の対象) 障害者の生活環境の改善、ないしは介護の軽減を図るために専用居室等の整備の必要度の高い者 前年度分の所得税額が 287,500 円以下の世帯の方 																																																																													
対象事業	障害者の専用居室・浴室・便所等を改造、改築又は増築する事業に限ります。新築の場合は対象となりません。なお、本事業と併せて同一世帯の家屋を改造、改築又は増築する場合は、その工事延床面積が 50 平方メートル以下の場合に限られております。																																																																													
費用	<ul style="list-style-type: none"> 補助基準額 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>種目</th> <th>1 m²あたりの単価</th> <th>基準面積(m²)</th> <th>基準額(円)</th> <th>限度額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">工事費</td> <td>専用居室</td> <td style="text-align: right;">68,600</td> <td style="text-align: right;">13.24</td> <td style="text-align: right;">909,000</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">1,550,000</td> </tr> <tr> <td>浴室・便所</td> <td style="text-align: right;">89,300</td> <td style="text-align: right;">6.63</td> <td style="text-align: right;">592,000</td> </tr> <tr> <td>玄関</td> <td style="text-align: right;">68,600</td> <td style="text-align: right;">2.00</td> <td style="text-align: right;">138,000</td> </tr> <tr> <td>洗面所</td> <td style="text-align: right;">89,300</td> <td style="text-align: right;">2.00</td> <td style="text-align: right;">179,000</td> </tr> <tr> <td>台所</td> <td style="text-align: right;">89,300</td> <td style="text-align: right;">8.93</td> <td style="text-align: right;">797,000</td> </tr> <tr> <td>天井走行リフト</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">987,000</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>種目</th> <th>摘要</th> <th>基準額(円)</th> <th>限度額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center;">設備費</td> <td>洋式便器</td> <td>(ロータンク)</td> <td style="text-align: right;">67,000</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">450,000</td> </tr> <tr> <td>浴槽</td> <td>(260 リットル程度)</td> <td style="text-align: right;">74,000</td> </tr> <tr> <td>シャワーセット</td> <td>(ハンドシャワー)</td> <td style="text-align: right;">35,000</td> </tr> <tr> <td>湯沸器</td> <td>(7,000Kcal/H)</td> <td style="text-align: right;">86,000</td> </tr> <tr> <td>浄化槽</td> <td>(5 人槽)</td> <td style="text-align: right;">150,000</td> </tr> <tr> <td>キッチンセット</td> <td>-</td> <td style="text-align: right;">404,000</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>-</td> <td style="text-align: right;">150,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※同一世帯内に、補助対象障害者が 2 人以上同居している場合は、2 人目以上 1 人について専用居室に係わる基準額の 80%に相当する額を同基準額に加算した額を補助基準額とします。</p> <p>※基準額の計が 5 万円未満の場合は補助の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金交付額 <p>上記の種目ごとの基準額と種目ごとの実支出額を比較して少ない方の額の合計額に次の割合を乗じて得た額の合計額とします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>補助対象基本額のうち、60 万円以下の額</th> <th>市町村民税非課税世帯</th> <th>10 分の 10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3"></td> <td>所得税非課税で市町村民税均等割世帯</td> <td>10 分の 8</td> </tr> <tr> <td>所得税非課税で市町村民税所得割世帯</td> <td>10 分の 6.5</td> </tr> <tr> <td>所得税世帯</td> <td>10 分の 5</td> </tr> <tr> <td>60 万円を越え 200 万円までの額</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td>10 分の 5</td> </tr> </tbody> </table>					費目	種目	1 m ² あたりの単価	基準面積(m ²)	基準額(円)	限度額(円)	工事費	専用居室	68,600	13.24	909,000	1,550,000	浴室・便所	89,300	6.63	592,000	玄関	68,600	2.00	138,000	洗面所	89,300	2.00	179,000	台所	89,300	8.93	797,000	天井走行リフト	-	-	987,000	費目	種目	摘要	基準額(円)	限度額(円)	設備費	洋式便器	(ロータンク)	67,000	450,000	浴槽	(260 リットル程度)	74,000	シャワーセット	(ハンドシャワー)	35,000	湯沸器	(7,000Kcal/H)	86,000	浄化槽	(5 人槽)	150,000	キッチンセット	-	404,000	その他	-	150,000	補助対象基本額のうち、60 万円以下の額	市町村民税非課税世帯	10 分の 10		所得税非課税で市町村民税均等割世帯	10 分の 8	所得税非課税で市町村民税所得割世帯	10 分の 6.5	所得税世帯	10 分の 5	60 万円を越え 200 万円までの額	-	10 分の 5
費目	種目	1 m ² あたりの単価	基準面積(m ²)	基準額(円)	限度額(円)																																																																									
工事費	専用居室	68,600	13.24	909,000	1,550,000																																																																									
	浴室・便所	89,300	6.63	592,000																																																																										
	玄関	68,600	2.00	138,000																																																																										
	洗面所	89,300	2.00	179,000																																																																										
	台所	89,300	8.93	797,000																																																																										
	天井走行リフト	-	-	987,000																																																																										
費目	種目	摘要	基準額(円)	限度額(円)																																																																										
設備費	洋式便器	(ロータンク)	67,000	450,000																																																																										
	浴槽	(260 リットル程度)	74,000																																																																											
	シャワーセット	(ハンドシャワー)	35,000																																																																											
	湯沸器	(7,000Kcal/H)	86,000																																																																											
	浄化槽	(5 人槽)	150,000																																																																											
	キッチンセット	-	404,000																																																																											
	その他	-	150,000																																																																											
補助対象基本額のうち、60 万円以下の額	市町村民税非課税世帯	10 分の 10																																																																												
	所得税非課税で市町村民税均等割世帯	10 分の 8																																																																												
	所得税非課税で市町村民税所得割世帯	10 分の 6.5																																																																												
	所得税世帯	10 分の 5																																																																												
60 万円を越え 200 万円までの額	-	10 分の 5																																																																												
手続	在宅重度心身障害者居室整備協議書、工事見積書、設計書、工事場所の位置図及び平面図、手帳(身体障害者手帳、療育手帳)、世帯全員の住民票、世帯全員の所得課税証明書																																																																													
窓口	市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1138																																																																													
備考	補助金交付決定通知が届く前に工事に着手することはできません。																																																																													

介助用自動車購入の助成

身

身体に障害のある方で、車いす等を使用する在宅の重度心身障害者が移動に際し必要とする自動車をリフト付き等に改造する経費又は既に改造された自動車を新規に購入する経費の一部を、介助者の負担の軽減を図るとともに障害者の社会参加を促進するために助成します。

対象者	身体障害者手帳1・2級を保持する方で、下肢機能障害・体幹機能障害により移動に際し車いす等を使用している在宅の方
内 容	要介助者が容易に乗降できるように自動車を改造するための費用(60万円を限度)の3分の2を助成します。(ただし、所得制限があります。)
手 続	身体障害者手帳、世帯全員の住民票、主たる生計維持者の前年の所得証明書、見積書、カタログ等、印かん
窓 口	市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1139
備 考	改造・購入前に必ずご相談ください。

自動車改造費の助成

身

身体に障害のある方が所有し、自ら運転する自動車の運転装置の一部を改造することにより、社会参加等を促進するために助成します。

対象者	上肢、体幹機能障害1級・2級若しくは下肢機能障害1～3級の方で就労等のため、自ら運転する方
内 容	ハンドル・ブレーキ・アクセルなどを改造するための費用を10万円まで助成します。(ただし、所得制限があります。)
手 続	身体障害者手帳、車検証、運転免許証、改造見積書、印かん、申請者の前年の収入額及び世帯員の所得額を証明する書類
窓 口	市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1139
備 考	改造前に必ずご相談ください。

自動車運転免許取得の助成

身

身体に障害のある方の日常生活等の活動範囲を広げて自立更生を促進するために助成します。

対象者	身体障害者手帳1・2級若しくは体幹機能障害1～3級又は下肢機能障害4級以上を所持する方で就労などのため免許を取得する方
内 容	教習所で訓練を受けた費用のうち10万円を限度に、その3分の2以内を助成します。
手 続	身体障害者手帳、免許取得に要する経費の見積書、適性検査結果表
窓 口	市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1138

自動車燃料費の助成



身体障害者手帳、療育手帳を所持している方が利用する自動車の燃料費の一部を助成します。

対象者	自動車税もしくは軽自動車税の減免を受けている方で、身体障害者手帳1・2級もしくは療育手帳 A の所持者。またはその家族運転者として申請している方。
内 容	1月1日から12月31日までの1年間に、税の減免を受けた自動車又は軽自動車で消費するため購入した燃料費(ただし期間の途中で税の減免手続きをした場合は、手続きをした日の翌月分からが対象期間) 助成額は1リットル当たり、ガソリンは40円、軽油は18円 助成数量は1ヶ月あたり50リットル、12ヶ月で最高600リットルまで
手 続	対象期間の翌年の1月から2月上旬まで、受付会場、峡東保健福祉事務所窓口及び郵送による受付を行います。
窓 口	峡東保健福祉事務所 電話 20-2750
備 考	毎年12月・1月に発行される広報に詳細を掲載します。

知っていますか？障害者に関するマークについて

【障害者のための国際シンボルマーク】	【盲人のための国際シンボルマーク】	【オストメイトマーク】
 <p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車いすを利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p> <p>このマークは、お近くのホームセンターやカー用品店で購入できます（店舗により取り扱いがないところがあります）。</p>	 <p>世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。</p> <p>視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、施設、機器などにつけられています。</p>	 <p>人工肛門・人口膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。</p> <p>オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p>
【身体障害者標識】	【耳マーク】	【ハート・プラスマーク】
 <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> <p>このマークは、運転免許試験場内の売店のほか、お近くのホームセンターやカー用品店でも購入できます（店舗により取り扱いがないところがあります）。</p>	 <p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。</p> <p>聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションへの配慮についてご協力をお願いします。</p>	 <p>心臓疾患などの身体内部に障害がある人を表しています。内部障害のある方は、外見では分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障害への配慮についてご理解ご協力をお願いします。</p>
【聴覚障害者標識】	【ほじょ犬マーク】	【障害者雇用支援マーク】
 <p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> <p>このマークは、運転免許試験場内の売店のほか、お近くのホームセンターやカー用品店でも購入できます（店舗により取り扱いがないところがあります）。</p>	 <p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れてくる方を見かけた場合は、ご理解ご協力をお願いします。</p>	 <p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。</p> <p>障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えています。ご協力のほど、よろしくお願い致します。</p>
【ヘルプマーク】		
 <p>義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要とすることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマークです。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた人を見かけた場合は、電車・バス内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。</p>		

8. さまざまな交通機関の割引制度

JR旅客運賃の割引



身体障害者手帳、療育手帳を所持している方がJRを利用する場合、運賃が割引になります。

対象者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者 ※下表を参照してください。
利用方法	JR各駅の乗車券販売窓口到手帳を提示してください。
問合せ	JR東日本テレフォンセンター 電話 050-2016-1600

対象	割引対象乗車券類	割引率	備考
<ul style="list-style-type: none"> 第1種障害者とその介護者 療育手帳 A 所持者 	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 但し回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
<ul style="list-style-type: none"> 第1種障害者とその介護者、12歳未満の障害者はその介護者のみ(第1種、第2種) 療育手帳 A 所持者 	定期乗車券(小児定期乗車券を除きます。)	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
<ul style="list-style-type: none"> 第1種、第2種障害者が単独でご利用になる場合 療育手帳 A、B 所持者 	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合(私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます)

※JR線と私鉄線等の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。

※障害者と介護者のご利用になる場合は、同一区間の乗車券類の購入となります。

国内航空運賃の割引



身体障害者(12才以上)、知的障害者(12才以上)の方で次に該当する方が国内航空を利用する場合、運賃が割引されます。(割引運賃は、各航空運送事業者が設定する額)

対象者	割引者	利用方法
第1種身体障害者 療育手帳 A	本人・介護者	航空券を購入するとき手帳を提示してください。
第2種身体障害者 療育手帳 B	本人のみ	航空券を購入するとき手帳を提示してください。
問合せ	各航空運送事業者	

県内乗合バス運賃の割引



身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方が県内に発着する路線バスを利用する場合、運賃が割引になります。乗車時に手帳を提示してください。

対象	対象者	割引率
・第1種身体障害者 ・第2種身体障害者のうち12歳未満の者 ・療育手帳A所持者 ・精神保健福祉手帳所持者	本人及び介護者	普通乗車券 50% 定期乗車券 30%
・第2種身体障害者 ・療育手帳B所持者	本人のみ	

※イオンモール線は対象外となります。

市営バス運賃の割引



身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方及びその介護人(1人まで)が市内路線バスを利用する場合、運賃が割引になります。乗車時に手帳を提示してください。

適用範囲	割引率
山梨市駅～西沢溪谷線	50%
山梨循環線バス(ピーチ・グレープ号)	50%
牧丘循環線	50%

有料道路通行料金の割引



身体障害者手帳、療育手帳を所持している方が有料道路を利用する場合、通行料金が割引になります。

対象者	身体障害者手帳又は療育手帳を所持している方
適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者が自ら運転する乗用自動車で、本人又はその親族が所有するもの(営業自動車は除く)※1台のみ ・第1種身体障害者又は障害程度 A の知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が運転する車で本人又はその親族が所有するもの(営業自動車は除く)※1台のみ ※その他、車種や所有者について要件がありますので、詳細はお問い合わせください。
割引率	通行料の 50%
手続	下記を参照してください
窓口	市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1139
備考	市外へ転出したときは、転出先の市町村障害福祉窓口で再手続が必要です。

<必要なもの>

書類名	手続き内容						必要なケース
	事前申請において自動車登録する場合			事前申請において自動車登録しない場合			
	新規	変更	更新	新規	変更	更新	
障害者ご本人の手帳	○	○	○	○	○	○	常に必要
自動車検査証及び自動車検査証記録事項	○	○	○	×	×	×	自動車を登録する場合
割賦契約書又はリース契約書等	○	○	○	×	×	×	割賦契約又は長期リースにより自動車を利用されている場合
ETC カード	○	○	×	×	×	×	ETC 無線通行(ノンストップ走行)される場合
ETC 車載器セットアップ申込書・証明書等	○	○	×	×	×	×	ETC 無線通行(ノンストップ走行)される場合
運転免許証	○	×	×	○	×	×	障害者ご本人が運転される場合

タクシー料金の割引



身体障害者手帳、療育手帳を所持している方がタクシーを利用する場合、料金が1割引になります。

対象者	身体障害者手帳又は療育手帳を所持している方
利用方法	料金支払いのとき手帳を提示してください。
問合せ	県内の各タクシー会社

タクシー料金の助成（福祉タクシー券）



重度障害者が通院や機能回復訓練などでタクシーを利用する場合、料金の一部を助成します。

対象者	在宅で生活している身体障害者手帳1級・2級及びA判定の療育手帳を保持している方 ※ただし、自動車税の減免を受けている方は除きます。
助成額	運賃の660円を助成します。年間上限24枚(交付月により枚数が減になります)※利用券の譲渡、再発行はできません。
手続	毎年4月1日から新年度の券に切り替わりますので、年度毎に各種障害者手帳・印かんをお持ちのうえ、申請してください。
窓口	市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1139

Q. 手帳によるタクシー料割引と、福祉タクシー券は併用できますか？

A. 併用できます。

手帳を見せて1割引した後で、タクシー券の利用が可能です。



9. 税の減免等

所得税・市県民税の所得控除



種 類	障害者控除 本人または扶養控除の対象となる親族に障害がある場合、所得から障害者控除を差し引くことができます。			
	名 称	対 象 者	所 得 税	市 県 民 税
	障害者控除	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳 2・3級	1人当たり 27万円	1人当たり 26万円
	特別障害者 控 除	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳 1級	1人当たり 40万円	1人当たり 30万円
	同居特別 障 害 者 扶 養 控 除	扶養控除対象の親族が特 別障害者で、かつ同居して いる場合	1人当たり 75万円	1人当たり 53万円
手 続	確定申告(市県民税の申告)時に、必要書類を添付または提示してください。 ※ 給与所得者の場合は年末調整で手続きできます。			
必要書類等	各種障害者手帳			
窓 口 (問合せ)	山梨税務署(所得税)電話 0570-00-5901(ナビダイヤル) 市税務課(市県民税)電話 22-1111(内線)1125・1126 勤務先の給与担当者			

市県民税の非課税



本人が障害者の場合、前年の所得が135万円までは非課税になります。

手 続	障害者控除の手続をすることで兼ねています。
窓 口	市税務課(市県民税)電話 22-1111(内線)1125・1126

預貯金等の利子の非課税(マル優)



ゆうちょ銀行、銀行等の預貯金、公社債等のうち、元本が350万円を限度として、障害者が一定の手続をして預け入れをした場合、利子が非課税になります。

窓 口	ゆうちょ銀行、銀行等、証券会社等
-----	------------------

自動車税・自動車取得税の減免



次の場合、(軽)自動車税(種別割)・自動車税(環境性能割:旧自動車取得税)が減免になります。
(対象となる障害区分・等級は下表の通り) ※納付期限内に手続きが必要です。

要件	身体障害者手帳(18歳以上・障害者本人が運転する場合)	<ul style="list-style-type: none"> 所有者が障害者本人に限ります。 割賦販売の場合は、所有者が販売業者または信販会社で、使用者が障害者本人の場合に限ります。 	
	身体障害者手帳(18歳未満・家族が運転する場合) 療育手帳 精神保健福祉手帳	<ul style="list-style-type: none"> 所有者が障害者本人または同居の生計同一者に限ります。 割賦販売の場合は、所有者が販売業者または信販会社で、使用者が障害者本人または生計同一者の場合に限ります。 	
手続	自動車取得税と	本人運転の場合	県税事務所で手続きしてください。 各種障害者手帳、免許証、車検証、印かん
		生計同一者、常時介護者が運転者の場合	減免資格証明書*の発行を受けてから、県税事務所で手続きしてください。 各種障害者手帳、免許証、車検証、減免資格証明書、印鑑
	軽自動車税	本人運転の場合	市税務課で手続きしてください。
		生計同一者、常時介護者が運転者の場合	各種障害者手帳、免許証、印かん、車検証(コピー可)
窓口	<ul style="list-style-type: none"> 山梨県総合県税事務所 自動車税部 電話 055-262-4662 市税務課市民税担当 電話 22-1111 (内線) 1126 市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111 (内線) 1139 峡東保健福祉事務所 地域保健課 電話 20-2752 		

※減免資格証明書は、市福祉課障害福祉担当(身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方)か峡東保健福祉事務所地域保健課(精神保健福祉手帳をお持ちの方)で発行を受けてください。申請に必要なものは、各機関にお問い合わせください。

※家族運転・常時介護者が運転する場合は、1年を通して、通学・通院・通所もしくは生業のために週3日以上もしくは総使用日数(走行距離)の50%以上使用する場合に対象となります。

<対象になる障害区分・等級>

障害区分	運転者区分	本人が運転する場合	家族運転・常時介護者が運転する場合
視覚		1～4級の1	左に同じ
聴覚		2・3級	
平衡機能		3級	
音声機能		3級(喉頭摘出に限る)	—
上肢不自由		1・2級(両上肢の障害のみ)	左に同じ
下肢不自由		1～6級	1～3級(両下肢の障害のみ)
体幹機能		1～3級・5級	1～3級
脳病変による上肢機能		1・2級(両上肢の障害のみ)	左に同じ
脳病変による移動機能		1～6級	1～3級(両下肢の障害のみ)
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう 又は直腸・小腸・肝臓・免疫 機能障害		1・3級	左に同じ
知的障害		療育手帳 A	左に同じ
精神障害		精神障害者保健福祉手帳1級※2	左に同じ

※ 身体障害の場合、減免の可否は手帳の総合等級ではなく障害区分ごとの等級で判断されます。(例:総合等級2級の方で内訳が上肢3級、心臓4級の場合は該当しません)

※2 精神障害者保健福祉手帳においては、1級の障害を有していて、かつ自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けている方が対象となります。

10. その他の福祉

NTT番号案内の無料化

身 知 精

104番での電話番号の問い合わせを無料で利用できます。ご利用には「ふれあい案内」への事前登録が必要です。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 (視覚障害1級～6級、上肢・体幹・脳原性運動機能障害1～2級) ・戦傷病者手帳 (視力の障害 特別項症～第6項症、上肢の障害 特別項症～第2項症) ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
窓口	NTTふれあい案内 窓口 0120-104-174

NHK受信料の減免

身 知 精

全額免除	半額免除
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方の世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主(受信契約者)が視覚、聴覚障害の身体障害者手帳をもっている場合 ・世帯主(受信契約者)が1級・2級の身体障害者手帳を持っている場合 ・世帯主(受信契約者)が特別項症～第1款症の戦傷病者手帳を持っている場合 ・世帯主(受信契約者)が重度の知的障害者(A判定)手帳をもっている場合 ・世帯主(受信契約者)が重度の精神障害者(1級)手帳をもっている場合
手続	各種障害者手帳、印かん
窓口	市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1139
提出先	NHK甲府放送局 電話 055-255-2100

郵便料金の免除

身

盲人用点字郵便及び盲人福祉施設から発送される盲人用録音物の郵送料は無料です。

問 合 せ 山梨郵便局 電話 22-1160

山梨市要援護者支援台帳への登録



自力での避難が難しい方の住所や身体状況をあらかじめ登録し、非常時の安否確認を地域の役員にお願いするものです。

手 続	印かん
窓 口	市防災危機管理課 電話 22-1111(内線)2447

利用料が減額又は免除される市内施設



※金額は窓口で確認してください。

施 設 名	山梨市民総合体育館
減額又は免除内容	個人利用:半額(市内に居住または通勤、通学する者に限る。) 団体利用:施設にお問い合わせください。
利用時間	(午前)午前9時～正午(午後)午後1時～午後5時(夜間)午後6時～午後10時 (全日)午前9時～午後10時 休館日:月曜日(祝日の場合はその翌日)、祝日の翌日、年末年始
利用方法	個人利用:各種障害者手帳を持参してください。 (介助者がいる場合、申請時にお申し出ください。) 団体利用:施設にお問い合わせください。
所 在 地	山梨市上石森 701 電話 22-5600
施 設 名	山梨市屋内温水プール
減額又は免除内容	個人利用:半額(市内に居住又は通勤、通学する者に限る。) ただし回数券での利用は除く。 団体利用:施設にお問い合わせください。
利用時間	午前9時～正午・午後1時～午後5時・午後5時～午後9時 休館日:月曜日(祝日の場合はその翌日)、祝日の翌日、年末年始
利用方法	個人利用:各種障害者手帳を持参してください。 (介助者がいる場合、申請時にお申し出ください。) 団体利用:施設にお問い合わせください。
所 在 地	山梨市上石森 665-2 電話 23-5211
施 設 名	山梨市牧丘B&G海洋センター
減額又は免除内容	個人利用:半額(市内に居住又は通勤、通学する者に限る。) ただし回数券での利用は除く。 団体利用:施設にお問い合わせください。
利用時間	体育館:午前9時～正午・午後1時～午後5時・午後6時～午後10時 プール:午前9時～正午・午後1時～午後5時・午後6時～午後9時 入浴施設:午後1時～午後5時・午後6時～午後9時30分 ※日曜日は、午後5時まで 休館日:月曜日(祝日の場合はその翌日)、祝日、年末年始
利用方法	個人利用:各種障害者手帳を持参してください。 (介助者がいる場合、申請時にお申し出ください。) 団体利用:施設にお問い合わせください。
所 在 地	山梨市牧丘町窪平 442-1 電話 35-4411

施設名	横溝正史館
減額又は免除内容	全額免除
利用時間	午前10時～午後3時(入館は午後2時45分まで) 開館日:土日祝日 年末年始(12月28日～1月4日)を除く
利用方法	各種障害者手帳を持参してください。
所在地	山梨市江曾原 1411-6 電話 23-5201
施設名	根津記念館
減額又は免除内容	全額免除
利用時間	午前9時30分～午後4時30分(入館は午後4時まで) 休館日:月曜日(祝日の場合はその翌日)、年末年始(12月28日～1月4日)
利用方法	各種障害者手帳を持参してください。
所在地	山梨市正徳寺 296 電話 21-8250
施設名	山梨市花かげの郷まきおか 牧丘郷土文化館(旧室伏学校校舎)
減額又は免除内容	全額免除
利用時間	4月～11月 月・木・土・日曜日、祝日 午前9時～午後4時 12月～3月 土・日曜日、祝日 午前10時～午後3時 火・木曜日が祝日の翌日にあたる場合と、年末年始(12月28日～1月4日)は休館
利用方法	各種障害者手帳を持参してください。
所在地	山梨市牧丘町室伏 2120 電話 35-2331

このほかにも、さまざまな障害者割引があります。
代表的なものには、携帯電話の障害者割引があります。
詳しくは直接、対象の施設や会社へお問い合わせください。



駐車禁止の除外



障害者が、自ら又は家族などの運転する車に同乗するとき公安委員会発行の許可証を掲示することにより、駐車禁止区域でも、やむを得ない場合は他の交通の妨げにならない限り駐車することができます。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、歩行困難で、公安委員会が必要と認めた方
手続	手帳、印かん、住民票
窓口	日下部警察署 山梨市北261 電話 22-0110

やまなし思いやりパーキング制度



車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障害者用等の駐車場などに車をとめ、安全かつ安心して施設を使用できるように支援する制度です。

手続	各種障害者手帳、特定疾患医療受給者証、医師の意見書(発達障害・けがの場合)
窓口	市福祉課障害福祉担当 電話 22-1111(内線)1139

<対象になる障害区分・等級>

障害区分	交付要件	申請に必要な書類
視覚	4級以上	身体障害者手帳
聴覚	3級以上	
平衡機能	5級以上	
上肢機能	2級以上	
下肢機能	6級以上	
体幹機能	5級以上	
脳病変による上肢機能	2級以上	
脳病変による移動機能	6級以上	
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓・免疫機能障害	4級以上	
知的障害	障害程度A	療育手帳
精神障害	1級	精神障害者保健福祉手帳
難病	特定疾患医療受給者 小児慢性特定疾患医療受給者	特定疾患医療受給者証 小児慢性特定疾患医療受給者証



11. 相談の窓口

名 称	主な業務内容
山梨市役所 福祉課 障害福祉担当 (東館1階)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳の申請 ・補装具の交付・修理 ・障害者福祉手当の給付 ・障害者の相談・支援 ・その他、障害者の自立援助に関すること 〒405-8501 山梨市小原西 843 電話 22-1111(代)
障害者相談センター ちどり (老人健康福祉センター内)	障害のある方の日常生活の困りごとや希望をお聞きして、解決方法を一緒に考えていきます。また、必要に応じて、行政機関、福祉サービス提供事業所、医療機関等とご本人、ご家族との調整を行います。 相談内容
サポートセンターハロ ハロ	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用について ・在宅で生活するうえでの様々な相談 ・社会で生活する力を高めるための社会資源活用について ・障害者の権利擁護について など 障害者相談センターちどり：〒405-0006 山梨市小原西 649-1 電話 23-2941 サポートセンターハロハロ：〒405-0005 山梨市小原東 1309-1 電話 34-9202
山梨市障害者虐待防止センター	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待に関する通報 ・障害者を保護するための相談、指導および助言 ・障害者虐待防止に関する広報等啓発活動 ①山梨市役所 福祉課 障害福祉担当(月～金曜 8:30～17:15 の他、夜間休日可) 〒405-8501 山梨市小原西 843 電話 22-1111(代) ② 障害者相談センターちどり(月～金曜 8:30～17:15) 〒405-0006 山梨市小原西 649-1 電話 23-2941
山梨市社会福祉協議会	市民の福祉意識の向上や、地域福祉活動の推進を行っています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体等の育成、調整、助成 ・生活福祉資金の貸付 ・心配ごと相談、弁護士による無料法律相談 など 〒405-0006 山梨市小原西 843-4 電話 22-8755
山梨県障害者相談所 (山梨県福祉プラザ内)	身体障害者の医学的・心理的及び職能判定を行うとともに、必要に応じて補装具の処方や適合判定を行い、また身体障害者が最も効果的に自立、社会復帰などできるよう指導しています。 18 才以上の知的障害者を対象に、相談や医学的・心理的及び職能的判定を行い、必要な助言・指導を行っています 〒400-0005 甲府市北新 1-2-12 電話 055-254-8671
中央児童相談所 (山梨県子どものこころサポートプラザ内)	18 才未満の児童に関するあらゆる問題について相談に応じ、専門的な判定を行うとともに、必要な助言・指導や施設入所手続きを行っています。 〒400-0851 甲府市住吉 2-1-17 電話 055-288-1561
峡東保健福祉事務所	母子医療(養育)、特定疾患、精神保健、感染症(エイズ等)などについての総合的な相談や指導を行っています。 〒405-0003 山梨市下井尻 126-1 電話 20-2750
ハローワーク塩山	障害者の職業相談・職業紹介や就業後のアフターケアを、障害者職業相談員がケースワーク方式により行っています。 〒404-0042 甲州市塩山上於曾 1777-1 電話 33-8609
山梨県立就業支援センター	障害のある方を対象に、多様な職業訓練を実施しています。障害者職業訓練コーディネーターが相談に応じながら、一人ひとりに合う訓練をコーディネートします。また、訓練中は障害者就職支援コーディネーターが、求人事業所とのマッチングなど、就職の実現に向けたきめ細かな支援を行います。 〒400-0026 甲府市塩部 4-5-28 電話 055-251-3210

名 称	主な業務内容
山梨県立聴覚障害者情報センター (山梨県福祉プラザ内)	聴覚障害者情報センターの主な業務 ・手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣 ・手話、字幕入り番組ビデオの貸し出し ・自主番組の制作 ・聴覚障害者の相談 ・文化、学習などの活動支援があります。 〒400-0005 甲府市北新 1-2-12 電話 055-254-8660 FAX 055-254-8665
山梨障害者職業センター	ハローワークをはじめとする関係機関と協力して、障害者・事業主などに対して次のサービスを提供しています。サービスはすべて無料です。ご利用にあたっては、あらかじめ電話等でご連絡ください。 ▼職業評価 ▼職業指導 ▼職業準備支援 ▼ジョブコーチによる支援 ▼知的障害者判定・重度知的障害者判定 ▼リワーク(復職)支援 〒400-0864 甲府市湯田 2-17-14 電話 055-232-7069
山梨県総合教育センター	子どもの発達に関する相談を受け付けます。子どもの発達に応じて、係り方、支援方法、特別支援学校の入学に関することなどのアドバイスをします。 〒406-0801 笛吹市御坂町成田 1456 電話 055-263-4606
こころの発達総合支援センター (山梨県子どものこころサポートプラザ内)	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD/HD)などの発達障害を持つ障害児者に対する地域の総合的な支援拠点として、発達障害に関する様々な相談に応じ指導助言を行うとともに、関係機関等との連携による総合的な支援を推進し、発達障害児者や家族の福祉の向上を図ることを目的としています。 〒400-0851 甲府市住吉 2-1-17 電話 055-288-1695
山梨県立精神保健福祉センター・山梨県自殺防止センター (山梨県福祉プラザ内)	保健所、市町村、精神科医療機関等の関係機関や福祉・教育・労働の各分野と連携をとりながら次のような事業を行っています。 ▼精神保健福祉に関する技術指導援助 ▼関係職員の教育研修 ▼正しい知識の普及啓発 ▼精神障害者の社会復帰や社会参加促進事業 ▼調査研究 ▼協力組織育成 ▼思春期・アルコール相談を含む心の健康相談等 なお、心の健康に関する電話相談を行っていますので、ご利用ください。 ストレスダイヤル 055-254-8700 自殺防止電話相談(こころの健康相談統一ダイヤル) 0570-064-556 自死遺族相談 055-254-8651 ひきこもり相談窓口 055-254-7231 精神科救急医療相談窓口 055-254-3119 〒400-0005 甲府市北新 1-2-12 電話 055-254-8644
山梨県障害者福祉協会・障害者社会参加推進センター (山梨県福祉プラザ内)	障害者の結婚相談を始め視覚障害者のためのパソコンやノーマネット(情報通信)に加入、障害者に対する情報をいち早く提供するシステムを導入また、障害者のスポーツ等に積極的に取り組んでおります。交流室は、障害者・健常者のふれあいの場として広く活用しております。 主な事業 ▼障害者結婚相談事業 ▼障害者福祉展事業 ▼障害者主張大会事業 ▼障害者パソコン事業 ▼障害者への情報提供事業 ▼障害者相談員等の研修事業 ▼盲導犬支援事業 ▼在宅重度障害者通所援護事業 ▼障害者のスポーツ振興事業 ▼障害者の社会参加促進 〒400-0005 甲府市北新 1-2-12 電話 055-252-0100
山梨県障害者権利擁護センター (山梨県福祉プラザ内)	障害者虐待に関する相談や、広報・啓発、取り組みへの支援などを行っております。 〒400-0005 甲府市北新 1-2-12 電話 055-254-6266
山梨県難病相談支援センター (山梨県福祉プラザ内)	県内で生活する難病のある方やそのご家族等からの療養上、日常生活上での悩みや不安などに対する相談・支援、また地域交流活動の促進や就労支援などを行う拠点として活動しております。 〒400-0005 甲府市北新 1-2-12 電話 055-244-5260

山梨市障害者基幹相談支援センター

平成29年4月1日 開設

障害者基幹相談支援センターとは？…

障害のある方々が、住み慣れた地域で、自分らしく暮らせるよう、各種相談や情報提供などの支援を総合的に行う窓口です。

地域の相談支援機関や障害のある方、ご家族等からの様々な相談に応じます。

専門の相談員が、身体障害・知的障害・精神障害など、どんな障害に関することも相談に応じます。相談は無料です。

どんなことでも、まずはお気軽にご相談ください。

山梨市障害者基幹相談支援センター

〒405-8501 山梨市小原西843 山梨市役所 東館1階

☎ 0553-22-1111 FAX 0553-23-2800

(内線：1137)

Mail : fukushi@city.yamanashi.lg.jp

場所 山梨市役所 東館1階 福祉課 障害福祉担当内

開所 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(休業日：土・日曜日、祝日、年末年始)